



発行所
大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

インフラ腐食を防げ

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



新年あけましておめでとうございます。

ちょうど一年ほど前になりますが、環境省の主催により全国六か所、この大阪でも浄化槽トップセミナーが開かれました。

これは市町村長や市町村議会議員という、地方公共団体の政策決定をされる方々を対象としたものでして、このなかで、現在の下水道経営について、三点ばかり問題提起がございました。

それは、皆様もよくご存じのとおり、下水道整備の起債が各自治体の財政を圧迫しておりまして、このことにつきましては、国も危機感を持っております。

つまり、

- ・適切な公営企業会計が行われていないこと。
- ・一般会計からの持ち出しと異常な低金利でかろうじて

支えられていること。

また、

- ・費用だけが増加していて、このまま人口減少して、つまり需要の減少と施設の老朽化が進むと経営上大きな問題となる。

ということでした。

このような下水道経営の問題は、過疎地域だけの問題ではありません。この大阪府でも市町村によっては、人口が減少してきています。こうなると、せっかく整備した下水道が余剰になってしまします。さらには、その余った設備をどうするのか、という問題も起こってまいります。

このような中で、画一的な、下水道による面整備だけではいいのか。巨額の費用に見合うだけの効果が得られるのか、という、下水道事業の採算性に対する疑問が、高まっております。

下水道料金も高騰しておりまして、現に、浄化槽を使用している方々の中には、新たに下水道接続することで、今後、払わなければならない負担の増加にたじろいでいる、といったケースも聞いており

ます。

話が飛びますが、下水管は、ほとんどが地下に埋められているわけですから、下水管に何かあると、当然その土地に、影響を及ぼすこととなります。以前にもお話したことではありますが、下水道の老朽化に伴う、道路陥没だけで平成二十六年には三千三百件もあったそうです。危険個所にいたっては十萬か所とされており

ます。施設の老朽化は、年月とともに加速度的に進みますから、これを改善しようとする、今の何倍もの費用が掛かることとなります。

道路は都市のインフラの中でも、最も重要なものですが、これが損なわれていくことは、都市の腐食と申してよいと思います。下水道施設の老朽化には、このような側面もあるということです。

下水管路の維持管理についてみますと、清掃費は、平成八年以降減少してきております。年々管渠が延伸されることを考えれば、1kmあたりでは大幅に減少してきていると言っ

てよいでしょう。もちろん、技術的な進歩による、コストの減少があるにしても、このように、社会インフラの維持の問題は我々の背中に迫っております。その費用を削減することを、次世代のために真剣に考えなければなりません。

ん、技術的な進歩による、コストの減少があるにしても、このように、社会インフラの維持の問題は我々の背中に迫っております。その費用を削減することを、次世代のために真剣に考えなければなりません。

本年は酉年だからという訳ではありませんが「よきをと、あしきをすてる」ことが求められていると思います。さて、英国の庭園を代表する美しい芝生は、二百年間、水やりと芝刈りを毎日続けることで、できたそうです。

英国の自然の風景といえば、岩がゴロゴロとした荒涼とした荒地と草むら、それにうっそうとした森でしょう。ということとは、世話をする庭園の主がいなくなれば、美しい芝生の庭園も、数年で元の荒地地に還るということです。

社会のインフラも、これと同じで、手入れを怠れば数十年か、ことによると数年で崩壊し、都市機能は低下して、ひいては社会そのものの存在すら、危ぶまれることになるでしょう。

我々周囲を見渡してみますと、近年、都市化の進展に伴いまして、普段の川の水量が減ってきております。私が小さかった頃、大和川はもっと水がありました。水循環・水環境の保全のために、汚濁負荷の削減という水質の観点のみならず、環境中の水の量、さらに生態系を保全するという観点も加えた取り組みが求められているのだと思います。

一方ひるがえって考えれば、自然の風景をとりこむ借景という言葉がありますように、自然に寄り添うような方法が、あってもよいと思います。

私はそれが、浄化槽だと考えております。これなら、出た水が地下に潜ることもありません。既存の自然の水の流れを最大限に生かしますので、都市周辺の河川のように、普段は下水道に水が取られて、枯れてしまっているということもありません。

排水は、いったん下水口に入ってしまうと、もうそのあと、一般の人の目に触れることはありません。しかも、目に見えないところほど、忘れられがちです。そのようなところの管理こそ、忘れずに、手入れできるような制度づくりが必要なのだ、と思います。

これを、人ひとりひとりに当てはめると、よい生活習慣を作るということになると思います。また、自分の常日頃いそしんでいる仕事についても同じく、よい習慣をつけていきたいと思っています。これが積もって、企業風土となるのだと思います。

以上堅い話になりましたが、新年を迎えまして、今年こそ「日に新たに、日々に新たなり」を肝に銘じて、一日一日を怠らず努めていきたいと思っております。

最後に、皆様のご協力を得て当組合が大いに飛躍できましよう、お願い申し上げますとともに、組合員皆様の発展を御祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます (平成29年)

理事長 米田 健 司
副理事長 三ツ川 浩 一
統制渉外委員長 梶 木 隆 弘

理事 岸 田 正 義
理事 森 田 広 治
理事 齋 藤 純 代
副理事長 野 中 久 泰
広報委員長 永 田 伊 智 朗

理事 辻 貴 之
理事 蓬 菜 谷 勝 玄
副理事長 片 山 敏
総務委員長 松 藤 次 郎

理事 南 和 天
理事 金 澤 一 也
監事 瓦 谷 昇 次
監事 柿 花 江 美

顧問 藤 野 静 男

労務・雇用の法律関係について理事研修会開催される

事例検討『問題社員対応』

六月十五日、理事会において労働基準法を中心に労務・雇用に関する法律の研修を行いました。

会社経営を行っている場合、社員から不合理とも思える主張がなされる場合があります。その場合、法律上はどのように理解すればよいのか、どのように対応することが適切なのかについて理解しておく必要があります。

特に、当日の質疑応答では、社内トラブルの火種ともなるいわゆる「問題社員」が取り上げられ、熱心なやり取りがありました。当日の内容については労働基準法の解説も含めましたものを、別途冊子にしてお送りしましたところ、問題社員対応について組合員からも関心を寄せる声がありましたので、改めてとりまとめたものを掲載いたします。なお、質疑応答の作成には、はばたき総合法律事務所弁護士のご協力を得ました。

相談 1

内定者が連絡なく入社日に来ませんでした。連絡すると他社に就職したとのことでした。当社としては内定者が入社しなかったことにより業務に支障が出たので、損害賠償請求をしたいと考えているのですが、損害賠償を請求することはできるでしょうか。

（解説）

会社からは遅くとも2週間前までに内定辞退の申し出をするように求めることが出来ると考えられますが、2週間を置かずに内定辞退をしたとしても、会社側に具体的な損害が発生していなければ損害賠償請求はできません。そして、その人が来なければ事業ができなくなる、契約が取れなくなるということでもない限り会社側に具体的な損害が発生したと主張することは難しいと考えられます。実務上の対応としては抗議文を送付するといった程度となります。辞めるといわれれば、事実上それまでとなりますので、直前の辞退が発生しないように内定通知後のフォローが重要となると思われます。

相談 2

当社では、作業前に所定の作業着に着替えることとしており、終業時刻後は自席の周りの片づけを行うように励行しております。ある社員から着替えの時間と片づけの時間は労働時間に当たるのでその分の残業代を支払ってほしいとの申し出がありました。当社としてはその時間の残業代を支払わなければならないのでしょうか。

（解説）

判例上は、作業着への着替

えなどの準備行為を社内で行うことが義務付けられたり、社内に着替えをせざるを得ない場合は、着替えの時間も労働時間に該当すると判断されております。着替えは家ででもできることでですので、会社から社内に着替えるように指示されておらず、社内に着替えしないことで不利益を受けたりしないのであれば、労働時間とは認められないと考えられます。また、仮に労働時間に当たるような場合でも、社会通念上必要と認められる時間に限り労働時間と認められるに過ぎませんので、各人の着替え時間がすべて労働時間として認められるわけではありません。

相談 3

当社では、課長以上を管理職としており、課長以上には残業代を支払わないようにしております。ある課長から名ばかり管理職であるから残業代を支払ってほしいという申し出がありました。どのような対応すればよいでしょうか。

（解説）

職階だけで労働基準法上の「管理監督者」にあたり残業代を支払わなくてよいということにはなりません。裁判実務上は、①職務内容・責任と権限、②勤務態様、③賃金等の待遇等を総合的に判断され、経営者と一体の立場にあるか

相談 4

当社では夏、冬に繁忙期があるのですが、その時期にあえて年休を長期にとろうとする社員がいます。それを拒否することはできますか。

（解説）

法的には「事業の正常な運営を妨げる場合」年次有給休暇の取得時季を変更することが可能です。本問の場合は事業に影響がある可能性が高いので、時季を変更することが認められる可能性が高いと考えられます。

相談 5

社員が社用のパソコンを使って私的なメールやインターネットの検索を行っていたので注意したところ、休憩時間に使っているだけだからいいじゃないですかと言われました。実際には休憩時間外にも私的使用をしているようなのですがどのように対応すればよいでしょうか。

（解説）

休憩時間は自由に使わせる必要はありますが（労基法33条3項）、これは労働させてはならないという意味に過ぎず、会社は休憩時間であっても職場の秩序を乱す行為はやめさせることができます。私用メールについては、プライ

バシーの問題はありますが、会社のメールアドレスを使っている限り、社会通念上相当な範囲で行われる調査は可能です。不正が行われていたり、懲戒の対象となるような行為が行われている可能性がある場合は必要性が認められるので調査は可能と考えられます。以前に会社のパソコンを使って、クライアントを移そうとした例もありました。このよう

相談 7

当社のある従業員は作業ミスが多く、上司がいつも注意をするのですが改善が見られませんでした。今回も上司がその従業員のミスを叱責したところ、その従業員が上司からパワハラを受けたと申告してきました。どのように対応すればよいでしょうか。

（解説）

注意指導は業務の適正範囲内であればなりません。パワハラかどうかは明白な基準があるわけではありません。したがって、不良従業員に対して、適正な指導も控えられがちです。注意指導を行う際は、多数の前で叱責したり、人格や名誉を傷つけないようにし、パワハラにならないように意識して注意指導する必要があります。また、別室で行うときには後に問題とならないよう録音するなど対策を採ることが大切です。

相談 6

女性社員から「上司からしつこく食事に誘われて困っている」との申告がありました。どのように対応すればよいでしょうか。

（解説）

セクハラ防止指針では、セクハラは申告があった場合、事実関係を迅速かつ性格に把握し、適正に措置を講じるように求められております。事実関係を把握するにあたっては、一方に肩入れすることなく両者の言い分をきちんと聞くことが肝心です。被害者側に肩入れしがちですが、女性側が本当のことを言っていないこともあり得ますので、女性からの訴えをよく聞くとともに、相手の側からも話を聞いて事実確認をすることが大切です。

（解説）

内容にもよりますが、一回の暴言行為のみを捉えて解雇にするのは難しいと考えられます。社内秩序を乱したことに

相談 8

社内で怒鳴ったり、上司と喧嘩する社員がいるのですが、解雇することはできるでしょうか。

（解説）

社内では連絡なく入社日に来ませんでした。連絡すると他社に就職したとのことでした。当社としては内定者が入社しなかったことにより業務に支障が出たので、損害賠償請求をしたいと考えているのですが、損害賠償を請求することはできるでしょうか。

相談 9

退職する社員が退職日までの間に未消化の年休を取得したいと申請しており、出社しないので引継ぎを行わないと言っていますが、引継ぎが行われないと業務に支障が出るのですがどうすればよいでしょうか。

（解説）

時節変更権は、他の時季に変更するという権利なので辞めようという人には適用できません。また、引継期間を就業規則で定めてたとしても年休申請は拒否できません。退職時に問題が生じないように日ごろから年休を消化するように促しておく必要がありますが、実際に退職時に年休を申請された場合は、同意を得て年休を買い上げたり、手当を出して会社に出てもらいようをお願いすることになります。



右から講師の木村弁護士と酒井弁護士

大清連研修会開催される 国は事業の継続性を重視



十月三日(月) 大阪国際交流センターにおいて、環境省、大阪府の後援のもとに当組合との共催で研修会を開催した。大前大清連会長、野中当組合副理事長の挨拶の後、来賓の国会議員の方々から廃棄物対策に関する熱意あふれる祝辞を頂いた。

研修は、特に災害対策を見据えた廃棄物処理事業の持続性が大きなテーマとなり、まず、講演「一般廃棄物の適正処理の推進と今後の災害廃棄物対策について」と題して環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課課長

清丸勝正氏の講演があった。まず、六・一九通知と十・八通知について解説があり、一般廃棄物処理は、地域環境の保全、衛生確保の根幹をなすため、確実性が重要視されており、単に経済性のみ観点だけで、政策運用してはならないとしたうえで、

- ・市町村が、事業系廃棄物の取り扱いについて、一般廃棄物又は産業廃棄物とする解釈を変更する場合には、都道府県に相談したうえで、排出事業者への周知を徹底する必要がある。
- ・小規模事業場や個人商店などから排出される少量の廃プラスチック等の廃棄物を産業廃棄物として扱う場合には、これらの事業者に対して産業廃棄物の様々な規制がかかることに留意する必要がある。
- ・一般廃棄物が無許可で収集運搬された事実や規制権限の及ばない第三者によるあつせん等については、今後とも排出事業者及び処理業者等に対し指導を行うとし、今後の災害廃棄物対策について市町村とともに、一般廃棄物処理業者の事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取り組みが必要である、と強調された。

つづいて「一般廃棄物処理の継続性の確保について」と題し、一般社団法人全国清掃事業連合会専務理事 山田久氏による講演があった。

- ・市町村が、事業系廃棄物の



十一月二十八日(月) 堺市産業振興センター(旧じばしん南大阪)において大阪府環境水質指導協会の主催、当組合が協賛、大阪府の後援で「水環境セミナー」が開催された。

水環境セミナー

盛況のうちの開催

当日は、「大阪湾から見た陸と海のつながり」と題して、の田中正視氏(環境省自然公園指導員)の講演があった。休憩を挟んだ後、「浄化槽の維持管理と施工上の要点」と題して(株)ダイキアキンス開発部開発課 原口晃子氏から、続いてフジクリーン工



全清連の平成二十八年度重点取組課題については特に、

- ・一般廃棄物処理の継続性を確保すること。
- ・廃棄物の不適正処理の撲滅に向けて、一般廃棄物の排出事業者への周知徹底および適切な指導と類似の事案への厳正な対処を求めていくこと。
- ・規制権限の及ばない第三者によるあつせん等の排除すること。

について決意を述べた。

今回の研修は、災害対策と事業継続にかかわる講演という点で関心も高く、地域廃棄物適正処理議員連盟の他、議会関係や行政関係も多数詰めかけ参加者も昨年を上回る二百十五名を数えた。

(写真は開会の様子、当組合代表として挨拶する野中副理事長、熱心に聞き入る聴衆)

平成二十六年

最高裁判決のポイント

平成二十六年一月二十八日の最高裁判決は、市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法7条に基づき一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

として、既に許可を受けた業者が、新規業者の新規参入に対して取り消しを求められ、としたが、その判決には廃棄物処理法の重要な解釈が含まれ、今後、行政等との折衝にも参考となると思われる。特に重要な部分は次のとおり。

一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、



項などの説明があった。

会場では、最新の小型合併槽の展示も行われ、メーカー担当者や来場者との熱心なやり取りが行われた。出品メーカーは次のとおり

- (株)ハウステック、前澤化成工業(株)、ニッコー(株)、アムズ(株)、(株)ダイキアキンス、大栄産業(株)、フジクリン(株)(順不同)

参加者は、106名のうち組合員は30名、行政16名の出席があった。(写真は協賛団体として挨拶する片山当組合副理事長、講師の田中正視氏、出品メーカーとの質疑)

れを行わせるのが相当。

(中略)

許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう、一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組みが設けられている。

(中略)

一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

(中略)

他の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請に対して市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許可を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

以上のように、一般廃棄物処理の適正処理には、まず事業者の事業継続性が重要であると判断している。

(以上太字は組合事務局でほどこしたものです)

災害に備える浄化槽

大阪府健康医療部環境衛生課長 山形 三津留



新年あけましておめでとうございます。皆様には、お健やかに平成29年の新年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

米田理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より大阪府の環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の「熊本地震」をはじめ、平成23年には「東日本大震災」、平成7年には「阪神淡路大震災」が発生する等、近年全国各地で大規模な災害が発生しております。それら被災地では、水や食料と並んで、トイレの確保や衛生管理、し尿の適正処理が重要な課題となっております。

米田理事長「浄化槽の日」環境大臣表彰



10月3日(月) 東京都千代田区のホテルグランドパレスにおける全国浄化槽大会で環境大臣表彰がとり行われ、当組合理事長米田健司氏が受章されました。おめでとうございます。

(写真は会場と表彰式に臨む米田理事長)

浄化槽への信頼を第一に

大阪府環境水質指導協会会長 辻 精一郎



新年明けましておめでとうございます。

米田理事長様をはじめ貴組合の皆様におかれましては、ご家族とともにつつがなく新しい年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年は、私も一般社団法人大阪府環境水質指導協会の業務に、並々ならぬ御厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。本年も昨年同様、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

振り返りますと、昨年は良いこと、悪いこと、いろいろな出来事がありました。悪いことの筆頭は、4月14日、熊本そして大分で発生した大地震でしょう。5年前の東日本大震災の記憶も生々しく、まだ復興途中であるにもかかわらず、また新たな大地震、それも最大震度7の揺れが続けて2回も起こり、被災された

の受検」が必要不可欠です。しかしながら、本府での浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、平成27年度で8.5%と全国的にも極めて低い状況です。そのため、未受検施設に対する指導文書の個別送付や受検啓発文書の自治会での回覧、市町村広報紙への記事掲載等、受検率向上に向けた啓発を積極的に実施しているところとです。

また、浄化槽の清掃の際に浄化槽管理者の方々と直接対応されている貴組合員の皆様との連携も大変重要と考えておりますので、定期検査の受検率向上に向け、ご協力頂きますようお願いいたします。

結ぶに、貴組合の益々の御発展と皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

方への心配とともに身近な南海トラフ地震に対する大きな不安を覚えられた方も、多かつたことと思います。

一方、良いことの筆頭は、リオデジャネイロ・オリンピックでの日本選手の活躍だと思えます。金12銀8銅21は過去最大のメダル数だそうです。

真夜中の放送が多く寝不足の日が続きましたが、味わった興奮と感動は得難いものでした。

さて、今年は西年です。

そもそも「酉」という字は、酒つぽを描いたものだそうで意味は、果実が極限まで熟した状態、物事が頂点まで極まった状態のことのようです。

上り詰めた限界とは逆に、下がり続けた限界、つまり下げ止まり感があるのが、当協会が受け付けている浄化槽設置申請数です。ここ数年、毎年毎年下がり続けていました。

が、今年度は初めて前年度の数字を上回りそうです。この原因は様々であろうし、果たして現時点で下げ止まった、

全国の下水道事業で債務超過

総務省はこのほど、平成二十七年地方公営企業の決算概要をとりまとめた。それによれば、六十四下水道事業が債務超過となっており、他会計からの繰入金も1兆7947億円と前年に比べ六十四億円も増加するなど、返済義務の内補助金頼みの実態が明らかになっている。今後、少子高齢化や人口減少が進み、下水道施設の更新も必要になれば、一層財政的に厳しくなることが予想されることから、

中浜流注場清掃実施

八月三十一日(水)、十月二十六日(水)、十二月二十一日(水)と流注場の清掃が行われ、作業は無事終了しました。作業担当の皆様、お疲れ様でした。また、当日は搬入中止になりましたが、ご協力いただいた関係の方々、ありがとうございました。

各地の便り

【福岡県】

田川市は下水道を見直し、市全域を浄化槽整備区域として水洗化を進めることとなった。十月二十八日の同市建設経済委員会でも市長が表明した。

【愛知県】

県内の下水処理区三、農集十二、コミプラの合計十六処理区を浄化槽に転換することとなった。これにより、合併処理浄化槽処理人口は三十八万人と前回構想から倍増する。

【徳島県】

徳島県は十二月二十一日(水)に徳島市の「アステイとくしま」で「南海地震七十年の集い」の一環として「災害時快適トイレシンポジウム」を開催した。

【兵庫県】

平成二十八年度浄化槽トップセミナーが、昨年度の大阪に引き続き平成二十八年十二月二十六日(月)神戸市中央区中

組合便り

長らく、組合のホームページが更新されずに、関係の皆様にはご迷惑をおかけしてまいりました。この度組合ニュース、名簿の追加・修正を行いました。また、会員名簿から、ホームページを開設しておられる会員各社へリンクさせていただきました。